

実施方針（変更版）に関する質問への回答

No.	頁	項目				内容	回答
1	20	第2	3	(1)		土木建築部分では、土木、建築を担当するそれぞれ各1社の市内業者の参画が必要と解釈する場合、土木建築を担う市内業者と、土木を担う市内業者が参画した場合は要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 参考資料を参照
2	20	第2	3	(1)	ウ	「建設JVを構成する土木、建築、機械および電気の各企業には、・・・1社以上を含むものとする」とありますが、土木、建築で異なる市内企業を1社以上含まなければならないのでしょうか。土木、建築は同一の市内企業でもよろしいでしょうか。	構成員は、複数の業務の参加資格要件を満たす場合、複数の業務を兼ねることが可能ですが、建設JVの構成員には、秋田市内に本社又は本店を置く土木、建築、機械および電気の建設企業をそれぞれ1社以上の計4社以上を含む必要があります。 したがって、土木および建築の参加資格を有する市内企業を構成員とする場合、どちらの業務にもあたることができませんが、土木又は建築のいずれかの資格を有する市内企業も構成員とする必要があります。 参考資料を参照
3	20	第2	3	(1)	ウ	秋田市内に本社又は本店を置く建設企業について、例えば建設JVの機械企業と建設JVの電気企業に秋田市内の同じ建設企業1社を含むことも可能と考えてよろしいでしょうか。	構成員は、複数の業務の参加資格要件を満たす場合、複数の業務を兼ねることが可能ですが、建設JVの構成員には、秋田市内に本社又は本店を置く土木、建築、機械および電気の建設企業をそれぞれ1社以上の計4社以上を含む必要があります。 したがって、機械および電気の参加資格を有する市内企業を構成員とする場合、どちらの業務にもあたることができませんが、機械又は電気のいずれかの資格を有する市内企業も構成員とする必要があります。 参考資料を参照

実施方針（変更版）に関する質問への回答

No.	頁	項目					内容	回答
4	20	第2	3	(1)		<p>土木、建築を一つ（土木建築を1社で担当）として工種JVを組む場合は、市内業者についても、土木建築を担える業者の場合は1社でよいとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>（土建担当会社A+ 土建担当市内業者Bの2社で共同企業体を組成）</p> <p>上記の場合の土木建築担当の市内業者の最低出資比率は20%以上でよろしいでしょうか。</p>	<p>土木および建築の参加資格を有する市内企業を構成員とする場合、どちらの業務にもあたることはできますが、土木又は建築のいずれかの資格を有する市内企業も構成員とする必要があります。</p> <p>ご質問の例は、上記のとおり参加要件を満たさないため、回答できません。</p> <p>参考資料を参照</p>	
5	20	第2	3	(1)		<p>土木、建築を一つ（土木建築を1社で担当）として工種JVを組む場合で、市内業者を、土木、建築各1社とした3社JVの場合の出資比率は、市内業者（土木と建築）の合計で20%以上との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>構成員となる市内建設企業（土木、建築、機械、電気）の分担工事の合計額は、建設工事請負金額の20%以上とする必要があります。</p>	
6	20	第2	3	(1)	ウ	<p>「建設JVを構成する土木、建築、機械および電気の各企業には、秋田市内に本社又は本店を置く建設企業1社以上を含むものとする」とありますが、11月5日に公表された「実施方針に関する意見・提案への回答」のNO.4と同様に、電気設備において、中央監視設備、受変電設備+自家発電設備など設備単位で分け、それぞれに秋田市内に本社又は本店を置く電気企業を含むJVを複数結成することは可能でしょうか。</p> <p>例) 電気企業4社⇒ 2社JV（所掌：中央監視設備） + 2社JV（所掌：受変電設備、自家発電設備） ※各JVには、秋田市内に本社又は本店を置く電気企業を含む</p>	<p>可能です。</p>	
7	20	第2	3	(1)	ウ	<p>秋田市内に本社又は本店を置く建設企業について、特定建設業許可は、例えば機械器具設置工事をA社(秋田市外)とB社(秋田市内)でJVを組んで担当する場合、A社が特定建設業の許可を受けていれば、B社は秋田市内に建設業という本店を有し、秋田市機械器具設置工事-A等級であれば、特定ではなく一般建設業の許可を受けている会社でもよろしいでしょうか。</p>	<p>原案のとおりであり、当該質問の例でも構いません。</p> <p>なお、「共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年3月20日建設省計振発第11号）の第2項をご参照ください。この定めを満たしていることが必要となりますので、ご確認ください。</p>	

実施方針（変更版）に関する質問への回答

No.	頁	項目				内容	回答
8	20	第2	3	(1)	ウ	秋田市内に本社又は本店を置く建設企業について、特定建設業許可は、例えば機械器具設置工事をA社(秋田市内)とB社(秋田市外)でA社を代表としてJVを組んで担当する場合、B社が特定建設業の許可を受けていれば、A社は秋田市内に建設業でいう本店を有し、秋田市機械器具設置工事-A等級であれば、特定ではなく一般建設業の許可を受けている会社でもよろしいでしょうか。	原案のとおりであり、当該質問の例でも構いません。 なお、「共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年3月20日建設省計振発第11号）の第2項をご参照ください。この定めを満たしていることが必要となりますので、ご確認ください。
9	20	第2	3	(2)	イ	(イ) a 各業務における参加資格要件の(イ)a建設企業(土木企業、建築企業、機械企業、電気企業)について、「各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。また、同一の工事を複数で行う場合は、1者がその要件を満たすこと。」とあります。11/5付け実施方針に関する質問への回答によりますと、「建設JVを甲型、乙型どちらでも宜しいでしょうか」に対し「ご理解の通りです」とあります。甲型でも宜しいという判断でしょうか。 ご回答願います。	建設JVについては、甲型、乙型のいずれでも可能です。 特定建設業の許可については、「共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年3月20日建設省計振発第11号）の第2項をご参照ください。この定めを満たしていることが必要となりますので、ご確認ください。
10	20	第2	3	(2)	イ	(イ) a 各業務における参加資格要件の(イ)a建設企業(土木企業、建築企業、機械企業、電気企業)について、「各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。また、同一の工事を複数で行う場合は、1者がその要件を満たすこと。」とあります。一般的に、建設JVは法人格がないため、民法上の組合となり、その組合員が企業全体に対し、全体の責任を負う事となっているため、万が一特定建設業許可業者がその建設JVから居なくなった場合、一般建設業許可業者が残りの全体責任を遂行することは出来ない(発注業務や管理業務等)ので民法上成立しない見解です。 秋田市では上記のことについてどうお考えでしょうか。	「共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年3月20日建設省計振発第11号）の第2項をご参照ください。この定めを満たしていることが必要となりますので、ご確認ください。

実施方針（変更版）に関する質問への回答

No.	頁	項目				内容	回答
11	20	第2	3	(1)	ウ	建設JVの構成について構成員には一般許可業者も参加できるのでしょうか。	「実施方針（変更版）第2 3 事業者の参加資格に関する事項」の要件を満たすことが必要です。 また、「共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年3月20日建設省計振発第11号）の第2項(2)において、共同企業体による工事の施工において建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約を締結できるための要件を定めているので、ご参照ください。 これらの定めを満たしていることが必要となりますので、ご確認ください。
12	20	第2	3	(1)	ウ	建設JVの構成について①・・・ 構成員には一般建設業許可業者も参加可能でしょうか。	「実施方針（変更版）第2 3 事業者の参加資格に関する事項」の要件を満たすことが必要です。 また、「共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年3月20日建設省計振発第11号）の第2項(2)において、共同企業体による工事の施工において建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約を締結できるための要件を定めているので、ご参照ください。 これらの定めを満たしていることが必要となりますので、ご確認ください。
13	20	第2	3	(1)	ウ	建設JVの構成について②・・・ 上記が可能な場合、下請金額合計4000万円未満及び配置技術者の4年間専任の縛りは適用されるのでしょうか。	下請金額については、「共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年3月20日建設省計振発第11号）の第2項(2)において、共同企業体による工事の施工において建設業法施行令第2条に定める金額以上となる下請契約を締結できるための要件を定めているので、ご参照ください。この定めを満たしていることが必要となりますので、ご確認ください。 配置技術者の専任については、建設業法で定めているため、ご確認ください。